

2026文議第626号
令和8年9月10日

文京区議会議員 殿

文京区議会議長
市村 やすとし

請 願 の 付 託 に つ い て

今般受理した請願については、別紙のとおりそれぞれ
所管委員会に付託いたします。

委員会別付託請願一覧

委 員 会	受理 番号	件 名
総務区民 (6件)	第13号	場外馬券売り場（後樂園オフト）の撤去を求める請願
	第14号	文京区は「非核平和都市」の理念に基づき日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求めることに関する請願
	第15号	非核三原則の堅持を求める意見書を国に提出することを求める請願
	第16号	米政権がICCの赤根智子所長らを制裁対象にしたことを受け、国に対し、米政権に制裁を撤回するよう求める内容の「意見書」を文京区議会として提出することを求める請願
	第17号	避難所で提供される食事について、文京区においてさらに区民のニーズをきめ細かくくみ取り、災害時の“食の管理と保障”にさらなる配慮を求める請願
	第18号	文京区の「避難所」「二次的な避難所」で、洗濯機や冷蔵庫、シャワーブース等をどのように配備し、いかに円滑に被災区民が使えるようにするかなどの方向性の検討を求める請願
厚生 (4件)	第19号	新型コロナワクチン接種による健康被害の救済を求める請願
	第20号	HPVワクチンおよび新型コロナワクチン接種後の健康被害に対し、早期の治療法の確立を求める請願
	第21号	「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書提出を求める請願
	第22号	シルバーパスを区の補助で1,000円にすることを求める請願
建設 (3件)	第23号	学校の教育環境への配慮を求める請願
	第24号	文京区における鳩・カラスへの給餌による被害の実態調査および被害防止条例の制定等に関する請願
	第25号	大規模建築物を建設する事業者と区の「事前協議」のプロセスにおいて、区と区民が「対話」する機会を設けることを求める請願
文教 (1件)	第26号	竹早公園と小石川図書館の再整備を巡る第2回ミーティングに関する追加質問の令和7年3月の締め切りから1年以上経ち、この間の「区民の声」を含む意見・要望等をまとめ、「論点」整理することを求める請願
議会運営 (2件)	第27号	議会フロア改修を契機に、より区民に開かれた委員会運営を求める請願
	第28号	議員と行政職員、及び区民が互いの立場を尊重し意見を交わせる議会文化を求める請願

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和8年9月8日 第13号
件 名	場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去を求める請願
請 願 者	文京区本駒込5－15－12 新日本婦人の会文京支部 支部長 小竹 紘子
紹 介 議 員	板倉 美千代
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	総 務 区 民 委 員 会

請願理由

区は、東京都への後樂園競輪再開に断固反対する要請文の中で、「文京区は、鷗外、一葉、漱石をはじめ多くの文人が住み、作品の舞台となった歴史と文化のまちであり、東大をはじめ多くの学校が所在する教育のまちに競輪はふさわしくない」と述べています。私たちは、私たちの住むまちをギャンブルのあるまちとして継続させたくありません。

ギャンブルは法で禁じられていますが、国は公営ギャンブルの収益を公共事業や地方自治体のための財源としています。賭博が違法である一方で、公営賭博は法律による特別の許可と「公益性」があるとして特別法によって例外的に合法化されています。

「カジノいらない！東京連絡会」（以下連絡会）は7月15日、東京都に対して、ギャンブル依存症を誘発する施策をとらないよう求める請願で、ギャンブル依存症が本人や家族の生活を破壊し、多重債務や家庭内暴力、犯罪、自死などを引き起こす要因となっていると強調し、都民をギャンブル依存症から守るよう求めました。都議会はカジノ検討状況について「メリット、デメリットの両面から総合的に検討している」と繰り返しています。

連絡会は『ギャンブル依存症対策について「カジノをつくるなかで対策すればよい」という議論があるが、依存症にならない対策が必要で、本人や家族が依存症で傷ついてからでは遅い。カジノの問題点を伝えていきたい』と語っています。

「文の京」文京区からギャンブルの問題点を発信し、場外馬券売り場の撤去を要求するとともに、関係各方面に撤去を働きかけてくださるよう請願致します。

請願事項

- 1 場外馬券売り場（後樂園オフト）を撤去してください。
- 2 中央競馬場外勝馬投票券発売所の撤去を関係各方面へ働きかけてください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和8年9月8日 第14号
件 名	文京区は「非核平和都市」の理念に基づき 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求めること に関する請願
請 願 者	文京区小日向3－7－3 原水爆禁止文京協議会 小林 秀一 外71名
紹 介 議 員	石沢 のりゆき
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	総 務 区 民 委 員 会

請願理由

核兵器禁止条約が 2021 年 1 月に発効され、人類史上初めて核兵器を違法化する国際法が誕生し、5 年が経ちます。その間、核兵器禁止条約は国連加盟 193 カ国のうち約半数にあたる 95 カ国が署名、74 カ国が批准しています。

唯一の戦争被爆国である日本政府は、核兵器廃絶の先頭に立たなければなりません。一日も早く、核兵器禁止条約へ署名・批准し締約国となるよう、国へ働きかけることを強く求めます。

文京区は 1983 年に『非核三原則の堅持とともに核兵器の廃絶と軍縮を全世界に訴え、「非核平和都市」となることを宣言』しています。世界に目を向け、今こそその歴史的役割を認識し実践することが求められています。

請願事項

- 1 日本政府は核兵器禁止条約に署名・批准すること。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和8年9月8日 第15号
件 名	非核三原則の堅持を求める意見書を国に提出することを求める請願
請 願 者	
紹 介 議 員	石沢 のりゆき
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	総務区民委員会

請願理由

国際情勢の緊迫により、中東におけるイラン関連の軍事衝突をはじめ、世界各地で核兵器の存在が紛争のリスクを増幅させており、一步間違えれば核を巡る惨劇が現実のものとなりかねない極めて危うい情勢にあります。

世界的な緊張に乗じるかのように、国内でも非核三原則の見直しや核共有を巡る議論が取り沙汰されています。今ここで私たちが声を上げなければ、長年守ってきた三原則が形骸化し、我が国が再び戦争へと巻き込まれていく強い懸念を抱かざるを得ません。

原爆の被害はあまりにも恐ろしく、人類が絶対に繰り返してはならない過ちです。被爆者の方々の高齢化が進む今、その痛切な思いと「核なき世界」への願いを引き継ぎ、形にしていくことこそが、日本が将来にわたって平和であり続けるための絶対条件です。

文京区は、1979年12月7日に平和宣言、1983年7月13日に非核三原則の堅持を含む非核平和都市宣言を行い、区民平和のつどい、戦災・原爆資料展などさまざまな平和事業を展開してきました。近年も、2022年3月4日にはロシアによるウクライナ侵攻に抗議する声明、2024年5月21日にはアメリカ合衆国の核実験の中止要請、2026年4月10日にはアメリカ合衆国とイスラエル国、イラン・イスラム共和国に対し平和的解決を求める声明を発表するなど、核兵器廃絶と軍縮を全世界に訴えてきました。加えて、文京区議会も、2022年3月14日にはロシアによるウクライナへの軍事侵攻に抗議する決議、2026年4月8日にはアメリカ合衆国、イスラエル国及びイラン・イスラム共和国に対し軍事行動の即時中止と平和的解決を求める声明を発表しています。

以上を踏まえ、下記のとおりお願いいたします。

請願事項

- 1 非核三原則の堅持を求める意見書を文京区議会から国に提出してください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和8年9月8日 第16号
件 名	米政権がICCの赤根智子所長らを制裁対象にしたことを受け、国に対し、米政権に制裁を撤回するよう求める内容の「意見書」を文京区議会として提出することを求める請願
請 願 者	文京区千石4-35-16 「文の京」Future Design Initiative 屋和田 珠里
紹 介 議 員	石沢 のりゆき
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	総 務 区 民 委 員 会

請願理由

トランプ米政権は8月18日、国際刑事裁判所（ICC）の赤根智子所長ら2人を制裁対象に指定したと発表し、これまでに ICC 裁判官 18 人のうち 8 人が制裁を受けていたこともあり、裁判官でもある赤根氏を加えて半数が制裁対象になりました。

2002 年に設立された ICC は、戦争犯罪やジェノサイド（集団虐殺）をはじめとする重大な国際犯罪に関わった個人を裁く、極めて重要な常設国際法廷であり、米国やロシア、中国は加盟していないものの、加盟国・地域は 125 とされています。

今回の赤根氏らへの制裁に対し、ICC は「法曹が法を適用したことによって脅迫されるような事態が起きれば、国際的な法秩序は危険にさらされる」と批判しましたが、高市早苗首相は日米同盟に配慮し、「大変残念に思っている」と述べるにとどめ、表立って批判することは避けました。

しかし、事の重大性と世界的な影響を考えれば、もっと強く批判し、撤回を求めるべきであり、そうした日米関係を築くことが世界平和にもつながっていくはずです。

そこで、貴議会の総意として国に対し、もっと強く批判し、撤回を求めるべく「意見書」を提出していただきたく、下記を請願いたします。

請願事項

- 1 文京区議会として、国に対し、ICC の赤根智子所長らを制裁対象にした措置を撤回するよう米政権に求める内容の「意見書」を提出してください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和8年9月8日 第17号
件 名	避難所で提供される食事について、文京区においてさらに区民のニーズをきめ細かくくみ取り、災害時の“食の管理と保障”にさらなる配慮を求める請願
請 願 者	文京区千石4-35-16 文京区において真の「協働・協治」の実現を目指す会 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	小林 れい子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	総 務 区 民 委 員 会

請願理由

令和 8 年熊本地震では、発生から日が経つにつれ、避難所での食事を巡り、栄養面での改善が急務になったと伝えられ、特に炭水化物中心の食事が続くことにより、ビタミン・ミネラル・食物繊維の摂取が不足し、いかに改善するかが課題とされています。

一方、文京区において栄養面を十分に考慮した非常食を備蓄し、避難所で栄養面を十分に考慮した食事を提供することについての丁寧な説明はなく、「文の京」ハートフルプラン文京区地域福祉保健計画保健医療計画（令和 6 年度～令和 11 年度）にも「文京区避難所運営ガイドライン改訂素案」にもその旨の丁寧な説明がありません。

さまざまなアレルギーを持つ区民や嚥下機能の低下した高齢者のみならず、文化的な食生活の背景を持つ幅広い人へのさらなる配慮も欠かせません。

そこで貴議会において、文京区でも栄養面等を十分に考慮した非常食の備蓄並びに避難所で提供できる体制を予め検討し、“食の管理と保障”に関する体制整備を急ぐよう区長に求めていただきたく、下記を請願いたします。

請願事項

- 1 避難所での食事提供を巡り、予め不足しがちな栄養成分を詳細に把握し、栄養面を十分に考慮した非常食リストに基づき備蓄する体制を充実・強化してください。
- 2 避難所での食事提供を巡り、さまざまなアレルギーを持つ区民や嚥下機能の低下した高齢者のみならず、文化的な食生活の背景を持つ幅広い人へのさらなる配慮をする運営体制整備を検討してください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和8年9月8日 第18号
件 名	文京区の「避難所」「二次的な避難所」で、洗濯機や冷蔵庫、シャワースペース等をどのように配備し、いかに円滑に被災区民が使えるようにするかなどの方向性の検討を求める請願
請 願 者	文京区千石4-35-16 「文の京」Future Design Initiative 屋和田 珠里
紹 介 議 員	小林 れい子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	総 務 区 民 委 員 会

請願理由

文京区 HP を見ても、どこが「避難所・緊急避難所」に指定されているかはわかりませんが、それぞれの「避難所」にどのような設備が整えられているか、どこに何が配備されるのか区民はわからず不安です。

そのことは「二次的な避難所」も同様であり、場所は理解できても、洗濯機や冷蔵庫、シャワーブースなどがあるのか、あるとしたら何台程度あるのかわかりません。

区民の不安や心配を取り除き、安心を醸成する意味でも、配備や利用ルールといったことの方向性を予め検討すべきと考えます。

そこで貴議会において、文京区の「避難所」や「二次的な避難所」で、洗濯機や冷蔵庫、シャワーブース等をどのように配備し、いかに円滑に被災区民が使えるようにするかなどの方向性の検討をしていただきたく、下記を請願いたします。

請願事項

- 1 文京区の「避難所」や「二次的な避難所」において、洗濯機や冷蔵庫、シャワーブース等をどのように配備し、いかに円滑に被災区民が使えるようにするかなどの方向性の検討をしてください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和8年9月8日 第19号
件 名	新型コロナワクチン接種による健康被害の救済を求める請願
請 願 者	
紹 介 議 員	関川 けさ子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	厚 生 委 員 会

通常、ワクチン開発は約 10 年かかります。しかし新型コロナワクチンは、1 年未満で実用化されました。2021 年、「治験中」の新型コロナワクチンは「努力義務」となり、文京区民の 70.8% (162,494 人) が接種しました。

新型コロナワクチンは、従来型のワクチンとは異なる「mRNA ワクチン」です。この「mRNA ワクチン」は、人類にはじめて使用された遺伝子ワクチン（遺伝子導入製剤）です。

現在、新型コロナワクチンの「予防接種健康被害救済制度」の受理件数は 1 万 5000 件を超え、ワクチン史上最大の健康被害になっています。「予防接種健康被害救済制度」における死亡認定数も過去にない規模です。これまでの全てのワクチン（新型コロナワクチン除く）は約 49 年間で 174 件に対し、新型コロナワクチンは約 5 年で 1,079 件が死亡認定されています。文京区でも救済申請が出ており、死亡一時金、障害年金、医療費などが国から認定されています。なお、救済制度への申請はハードルが高いことが指摘されており、これらの健康被害は氷山の一角とみられます。

「予防接種健康被害救済制度」への申請には、ワクチン接種後の体調不良に関する医療機関のカルテが必要です。医師法では、カルテの保存期間は 5 年です。そのため、2021 年 2 月から始まった新型コロナワクチン接種で体調不良になり医療機関を受診した際のカルテは、2026 年 2 月以降に破棄が始まっている可能性があります。文京区民からは 4 年前の健康被害救済の申請が複数件行われており、5 年を超えて申請が行われる可能性も十分想定されます。大阪府では「カルテの保存期間の延長を求める意見書」が全会一致で可決されています。意見書では、救済制度への申請が「無期限」であっても、診療情報が残っていなければ因果関係を示す資料が不足し、申請そのものが困難となる、あるいは資料不足を理由に否認される事態が生じる恐れもあることが明記されています。

なお、「予防接種健康被害救済制度」の救済はあくまでも金銭面であり、亡くなった人や健康な体が戻ってくるわけではありません。「mRNA ワクチン」は人類にはじめて使用された遺伝子ワクチンであり、有効な治療法もまだ確立されていません。慢性的な疾患を抱え続け、生活や人生が大きく変わってしまった当事者も少なくありません。そのような中、「mRNA ワクチン」は「インフルエンザワクチン」をはじめ様々な予防接種に応用されることが見込まれています。

長年にわたり薬害問題に取り組んでいる福島雅典京都大学名誉教授は今回の新型コロナワクチンを「未曾有の薬害」と指摘しています。将来的に国が薬害と認定した場合、接種当時の症状が分かるカルテがないと、当時の症状が証明できず、区民の救済認定が困難になる可能性もあります。また、現在は原因不明とされるワクチン接種後の症状も、今後研究が進めば将来的に救済されるかもしれません。救済できる区民は一人でも救済できるよう、区としての責任を果たして下さい。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項をお願いいたします。

請願事項

- 1 新型コロナワクチンが将来的に薬害となる可能性も想定し、カルテが破棄されることによって当時治験中のワクチンを接種した 16 万人以上の区民が将来にわたり不利益を被ることがないように、対策を行うこと。
- 2 区のホームページで、カルテの破棄が始まっていることや「予防接種健康被害救済制度」への申請希望者は破棄になる前にカルテを入手するよう迅速に広報すること。
- 3 区報で、カルテの破棄が始まっていることや「予防接種健康被害救済制度」への申請希望者は破棄になる前にカルテを入手するよう迅速に広報すること。

- 4 新型コロナワクチンによる健康被害者救済のため、「予防接種健康被害救済制度」への申請に必要な令和 2～5 年度の特例臨時接種時のカルテや死亡診断書等の保存期間の延長を医師会や区内の医療機関に求めること。
- 5 新型コロナワクチンによる健康被害者救済のため、「予防接種健康被害救済制度」への申請に必要な令和 2～5 年度の特例臨時接種時のカルテや死亡診断書等の保存期間の延長を国に求めること。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和8年9月8日 第20号
件 名	HPVワクチンおよび新型コロナワクチン接種後の健康被害に対し、早期の治療法の確立を求める請願
請 願 者	
紹 介 議 員	関川 けさ子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	厚生委員会

請願理由

HPV ワクチンは、2013 年 4 月に定期接種化された 2 ヶ月後に、副反応問題が表面化して積極勧奨が差し控えられましたが、薬液の改良がないまま 2022 年に積極的接種勧奨が再開されました。また新型コロナワクチンは、2021 年に「努力義務」とされ区民の 70.8% (16 万人以上) が接種をしました。

HPV ワクチンの副反応疑い報告は、計 4,684 件 (約 1,450 人に 1 人発生) で、うち重篤が 2,711 件 (約 2,500 人に 1 人発生) にのぼっています (厚労省副反応検討部会 2026. 4. 22)。これは、他の定期接種 13 種類の平均に比べ、副反応疑い報告の頻度は 7.3 倍、そのうち重篤なものの頻度も 5.7 倍という多さです。また、新型コロナワクチンの副反応疑い報告は、67,000 件以上あり、ワクチン史上最大の健康被害になっています。現在、どちらのワクチンも健康被害者や遺族による「国に対する集団訴訟」が起きています。

多くの区民が接種している 2 つのワクチンですが、接種後の健康被害に対する治療法は確立していません。健康被害者は就学や就労などで不利益を被っている実情があり、被害回復、治療法の確立と診療体制の整備、治療に伴う経済的負担の軽減、再発防止等の対策が急がれます。健康被害の特徴として一般的な検査では原因が見つからないことも多く、受診した医療機関で心因性と決めつけられ、詐病扱いされるなど差別や偏見に苦しむ患者もいます。「水俣病」でも原因が特定される前は、「精神的なヒステリー」とされた歴史があります。どちらのワクチンも接種後に現れる症状は日本でも海外でも共通しています。早期の原因解明が今求められているのです。

HPV ワクチンは、女子に加えて男子も公費助成されて無料になり、より接種しやすい環境が整いました。また、新型コロナワクチン (mRNA ワクチン) は人類にはじめて使用された遺伝子ワクチン (遺伝子導入製剤) ですが、これからインフルエンザワクチンなど様々な予防接種に応用されようとしています。このように、今後これらのワクチン接種が広がっていくことを考えると、健康被害にあった際に治療法が確立していることが重要です。接種事業と救済はセットです。救済できる区民は一人でも救済できるよう、区としての責任を果たして下さい。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項を請願いたします。

請願事項

- 1 HPV ワクチンおよび新型コロナワクチン接種後の健康被害に対し、早期の治療法の確立と診療体制の確立を国に求めること。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和8年9月8日 第21号
件 名	「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書提出を求める請願
請 願 者	文京区千駄木2-23-7 東京土建一般労働組合文京支部 執行委員長 大谷 隆司
紹 介 議 員	小林 れい子 関川 けさ子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	厚 生 委 員 会

請願理由

2021（令和 3）年 5 月 17 日、建設アスベスト訴訟の最高裁判決にて国の規制権限不行使、アスベスト建材製造企業の共同不法行為が認められたことを受けて、同 6 月 9 日、判決からわずか 23 日で議員立法によって建設アスベスト給付金法（特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律）が成立し、制度開始から本年 6 月までに国からの給付が 9,453 件支払われています。

同法附則第 2 条では、アスベスト建材製造企業の損害賠償に関して東京高裁への差し戻しとされたことを受け、「国以外のものによる…補償の在り方について検討を加え…その結果に基づいて所要の措置を講ずる」とされました。2025（令和 7）年 8 月 7 日に東京高裁での差し戻審にて和解が成立したことから、建設アスベスト給付金法の改正が待たれています。

また屋外で主に働いていた建設アスベスト被害者、国の賠償責任期間外に就労した被害者等が給付対象外となっており、建設アスベスト被害者の全面的な早期救済を図るために、建設アスベスト給付金法の改正を国の責任で行うことが必要であり、貴議会に国への意見書の提出を強く求めます。

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律 附則第 2 条

国は、国以外の者による特定石綿被害建設業務労働者等に対する損害賠償その他特定石綿被害建設業務労働者等に対する補償の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする

請願事項

- 1 建設アスベスト被害の全面解決へ、アスベスト建材製造企業の基金拠出等、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書を提出してください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和8年9月8日 第22号
件 名	シルバーパスを区の補助で1,000円にすることを求める請願
請 願 者	文京区本駒込5-15-12 新日本婦人の会文京支部 支部長 小竹 紘子
紹 介 議 員	板倉 美千代
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	厚 生 委 員 会

請願理由

シルバーパスの無料化については、区民の強い要望で繰り返し論議され 2025 年より 20,510 円がようやく 12,000 円に値下げされました。しかし区民の願いである無料化には遠いものがあります。

また、今年の 10 月から PASMO に移行するため現在 PASMO を所持していない人にはさらに 1,000 円の負担が生じます。

その一方で、すでに負担額を 1,000 円～2,000 円に軽減した自治体は 7 区になり、さらに来年度からは 2 区が加わり東京都全体では 9 区に広がります。

文京区においても区民の負担軽減のため区の補助をシルバーパスに行うことを求めます。

請願事項

- 1 シルバーパスを区の補助で 1,000 円にすること。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和8年9月8日 第23号
件 名	学校の教育環境への配慮を求める請願
請 願 者	文京区小日向3-17-11 佐藤 眞郎
紹 介 議 員	小林 れい子 金子 てるよし
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	建 設 委 員 会

請願理由

文部科学省の「学校施設整備指針」では、学校施設の整備に当たり、「周辺住宅等との間で日影やプライバシー、音等における相互の影響に配慮した配置とすることが重要である」とされています。実際、文京区内で近年改築または改築を計画された、誠之小学校、柳町小学校、小日向台町小学校などの設計を見ると、学校施設については、自校の教育環境だけではなく、周辺環境への影響にも十分配慮した設計とされていることが分かります。

一方、現在の制度では、建築基準関係規定に適合している建築計画であれば、実際に学校に日影やプライバシー等の影響が生じる場合であっても、学校の教育環境を保全するという観点から、建築主に特段の配慮や学校関係者との協議を求める仕組みが設けられているとはいえません。

そこで、文京区において、学校に近接する建築計画について、建築主が「日影、プライバシー、圧迫感その他の教育環境への影響に配慮すること」を明確に位置付ける制度を整備することが必要です。ここでいう制度の整備とは、学校に近接する建築計画を一律に制限するような規制を設けることではなく、学校の教育環境への配慮を求める仕組みを設けることです。こうした制度については、既に他自治体に参考となる先例があります。

①千代田区「建築計画の早期周知に関する条例」

計画敷地の境界から10m以内に学校等の施設がある場合、または冬至日に建築物の日影が学校等に及ぶ場合を対象として、通常の標識設置より少なくとも60日前に標識を設置し、説明会を開催することを建築主に求めています。

また、区長は、建築主が地域関係者及び学校等関係者（学校等の管理者及び学校等に在籍する児童、生徒又は幼児の保護者）に建築計画を分かりやすく説明し、双方が十分な理解を得られるよう努めることとしています。

東京都の「中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」が適用される建築計画にも適用されます。

②台東区「中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」

高さ15mを超える中高層建築物で、敷地境界から15m以内に学校等がある場合、または冬至日に日影が学校等に及ぶ場合を「特定中高層建築物」とし、建築主に学校等関係者（学校等の管理者及び当該学校等に在籍する乳児、幼児、児童又は生徒の保護者）への説明会による説明を求めています。

③大阪府高槻市「開発事業の手続等に関する条例」

中高層建築物を建築する場合、学校、児童福祉施設、老人福祉施設等に日影となる部分が生じないように配慮するとともに、日影が生じる場合には、これらの施設の設置者又は管理者と協議することを建築主に求めています。

④中央区「教育環境に関する基本条例」

学校環境の充実、健全育成の推進、教育環境の維持向上を図ることを基本とし、事業者に対して、事業活動を行うに当たり良好な教育環境の維持に配慮することを求めています。さらに、区長及び教育委員会は、良好な教育環境を確保するため必要があると認めるときは、事業者に協力を求めることができる仕組みを設けています。

⑤品川区「中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」

近隣関係住民の範囲内に学校・公園等の公共施設がある場合には、施設関係者及び所管課に資料を持参して説明する仕組みが設けられています。

以上のことから、文京区内の学校の立地状況、用途地域、高度地区等を踏まえ、他自治体の先進的な制度も参考にしながら、「文の京」文京区独自の、学校教育環境の保全制度を作ってくださいようお願いいたします。

請願事項

- 1 学校に近接する建築計画について、日影、プライバシー、圧迫感等の教育環境への配慮、並びに学校関係者への早期の情報提供・説明・協議等を求める、文京区独自の規定・制度を整備してください。

令和8年9月8日

別紙

請願者において文京区立小・中学校の所在地及び周辺の用途地域、高度地区、文教地区等について一通り調査しました。

不正確なところもあるかと存じますが参考にしていただければ幸いです。

①文京区立小学校の用途地域等

- 1、礫川小学校 小石川 2-13-2 第1種中高層・22m第3種高度地区 南に商業地域46m高度地区（近接）
- 2、柳町小学校 小石川 1-23-16 準工業・22m・31m第3種高度地区 東に準工業特別工業 高度指定なし（近接）
- 3、指ヶ谷小学校 白山 2-28-4 第1種住居・22m第3種高度地区 東に31m第3種高度地区 商業46m高度地区（近接）
- 4、林町小学校 千石 2-36-3 第1種中高層・14m第3種高度地区
- 5、明化小学校 千石 1-13-9 第1種中高層・17m第3種高度地区 南に一行院 東に近隣商業31m高度地区
- 6、青柳小学校 大塚 5-40-18 第1種中高層・22m第3種高度地区
- 7、関口台町小学校 関口 2-6-1 第2種住居・22m第3種高度地区 南は第1種低層
- 8、小日向台町小学校 小日向 2-3-8 第1種低層
- 9、金富小学校 春日 2-6-15 第1種住居・22m第3種高度地区
- 10、窪町小学校 大塚 3-2-3 第1種住居 22m第3種高度地区 第1種文教地区 南に商業46m高度地区 第2種文教地域含む
- 11、大塚小学校 大塚 4-1-7 第1種中高層・22m第3種高度地区 南に商業31m高度地区含む 東に近隣商業31m高度地区
- 12、湯島小学校 湯島 2-28-14 近隣商業・46m 高度地区 東一部に60m高度地区（近接）
- 13、誠之小学校 西片 2-14-6 第1種低層 周囲は第1種住居17m 第3種高度地区
- 14、根津小学校 根津 1-14-3 第1種住居・17m高度地区 第1種文教地区
- 15、千駄木小学校 千駄木 5-44-2 第1種中高層・17m第3種高度地区
- 16、汐見小学校 千駄木 2-19-23 第1種中高層・17m第3種高度地区
- 17、昭和小学校 本駒込 2-28-31 第2種住居・22m第3種高度地区 東に31m第3種高度地区と商業・46m高度地区含む 北に商業・31m高度地区
- 18、駒本小学校 向丘 2-37-5 第1種中高層・17m第3種高度地区 西に31m第3種高度地区 商業・46m高度地区一部含む 東と南に寺院
- 19、駕籠町小学校 本駒込 2-29-6 第2種住居・22m第3種高度地区 南に第1種中高

層・14m第2種高度地区

20、本郷小学校 本郷 4-5-15 第1種住居・22m第3種高度地区 第2種文教地区 南に第1種住居地区・31m第3種高度地区 商業・46m高度地区

②文京区立中学校の用途地域等

1、第一中学校 小石川 5-8-9 第1種中高層・22m第3種高度地区 第1種文教地区 西に第2種住居・31m第3種高度地区 商業・46m高度地区 第2種文教地区

2、第三中学校 春日 1-9-31 第1種住居・22m第3種高度地区 西に近隣商業・31m高度地区

3、第六中学校 向丘 1-2-2 第1種住居・22m第3種高度地区 第1種文教地区 東に第1種住居・31m第3種高度地区および商業・46m高度地区 第2種文教地区含む

4、第八中学校 千駄木 2-19-22 第1種中高層・17m第3種高度地区

5、第九中学校 本駒込 3-28-9 第1種中高層・22m第3種高度地区 道路挟み西に31m第3種高度地区と商業・46m高度地区

6、第十中学校 千石 2-40-17 第1種中高層・14m第3種高度地域 東に17m第3種高度地域

7、文林中学校 千駄木 5-25-10 第1種中高層・17m第3種高度地区

8、茗台中学校 春日 2-9-5 第2種住居・22m第3種高度地区 第1種文教地区 北東に31m第3種高度地区 商業・46m高度地区含む 東南に第1種中高層・14m第2種高度地区

9、本郷台中学校 本郷 2-38-23 近隣商業・46m高度地区 第2種文教地区 北に商業・60m高度地区 南は小規模ビル群 校庭東側に駐車場1100㎡程度

10、音羽中学校 大塚 1-9-24 第1種中高層・22m第3種高度地区 第1種文教地区

③学校敷地自体が46m以上の高度地区に位置するか、または隣接・近接して46m、60m等の高層建築物が可能となる地域が存在する学校

1、礒川小学校

第1種中高層住居専用地域・22m第3種高度地区に位置し、南側に商業地域・46m高度地区が近接しています。

今後の建築計画について注意が必要と考えます。

2、指ヶ谷小学校

第1種住居地域・22m第3種高度地区に位置し、東側には31m第3種高度地区があり、さらに商業地域・46m高度地区も近接しています。

今後の建築計画について注意が必要と考えます。

3、湯島小学校

近隣商業地域・46m高度地区に位置し、校舎東側の一部には60m高度地区が近接しています。

高層建築物による教育環境への影響について特に注意を要する学校の一つと考えられます。現地周辺には中規模程度のマンションや比較的小規模な建築物が多く、現時点では、総合設計制度を適用するような大規模敷地が直ちに出現する可能性は高くないと考えられます。

しかし、学校東側では60mまでの高さの建築物が可能であり、南側および東側においても46mまでの建築物が可能となります。

学校周辺の一定範囲について文教地区の指定を検討したり、通学時間帯の交通規制を設けたりするなど、学校環境を守るための対策についても検討する余地があると考えます。

・順天堂大学宿舎「順天堂 レスポワール湯島」について

湯島小学校南側に建設された当該建築物は、学校施設に近接して建築される建築物の一つの参考事例と考えられます。

同建築物は12階建てですが、建物高さは推定40m程度に抑えられています。また、小学校に面する北側壁面は高層階について大きくセットバックを確保し、建物を南北方向に長く配置することで、学校側に面する壁面を細長くしています。さらに、学校側に面する窓は各階の階段室に一つ程度とするなど、日影だけでなく小学校側のプライバシーにも配慮した設計となっているように見受けられます。

このような事例は、学校周辺に一定規模の建築物を建設する場合に、学校側への影響を可能な限り抑える計画が可能であることを示すモデルケースとなり得ると思います。

4、駒本小学校

第1種中高層・17m第3種高度地区に位置し、西に31m第3種高度地区の一部と商業・46m高度地区を極一部含みますが、西側の商業・46m高度地区の今後の建設計画に注意が必要と考えます。

5、本郷小学校

第1種住居地域・22m第3種高度地区・第2種文教地区に位置し、南側には第1種住居地域・31m第3種高度地区があり、さらに春日通り沿いには商業地域・46m高度地区があります。

春日通り沿いの商業地域については、南側の31m第3種高度地区の日影規制が適用される区域がありますが、学校南側に近接する地域での建築計画については、今後注意が必要と考えます。

6、本郷台中学校

近隣商業地域・46m高度地区・第2種文教地区に位置し、北側には商業地域・60m高度地

区が近接しています。学校周辺には今後高層建築物が計画される可能性があります。また、南側には小規模なビル群があり、校庭東側には 1,100 m²程度の駐車場があります。現時点で総合設計制度を適用するような大規模敷地が直ちに出現する可能性は高くないと考えられますが、周辺の今後の土地利用の変化を注視する必要があると考えます。

(7) 昭和第一高等学校

近隣商業地域・46m高度地区・第1種文教地区に位置し、学校南側には商業地域・60m高度地区が近接します。学校が南面する地域に 60mまでの高さの建築物が建設される可能性があります。なお、南側の神田上水懸樋跡にある駐車場敷地は約 2,000 m²以下と考えられ、現時点では総合設計制度を適用するような大規模敷地となる可能性は高くないと考えられます。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和8年9月8日 第24号
件 名	文京区における鳩・カラスへの給餌による被害の実態調査および被害防止条例の制定等に関する請願
請 願 者	
紹 介 議 員	たかはま なおき
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	建 設 委 員 会

請願理由

文京区内では、野生の鳩・カラスへの不適切な給餌その他の行為による糞尿、羽毛、騒音、臭気、その他の生活環境への被害（以下「給餌による被害」といいます。）が生じています。

また、鳩・カラスへの給餌が行われる道路周辺の建物、集合住宅においては、鳩・カラスの糞尿等による衛生上の懸念や生活環境への影響への対応として、薬剤の散布や防鳥ネットの設置といった対策が必要となる事例があり、改善を求める声が聞かれています。

文京区では現在、区立公園・児童遊園において鳩等の野生動物への給餌をしないようルールとして周知していますが、区立公園・児童遊園以外を含む区内全域を対象とした給餌による被害防止のためのルールは整備されていません。このため、給餌による被害を継続的かつ実効的に防止することが困難です。

東京都は、ドバトを生活環境等に被害を与える有害鳥獣の対象としており、捕獲については鳥獣保護管理法に基づく許可が必要としています。また、東京都内では、既に複数の区において、給餌による生活環境への被害を防止するための条例等が整備されています。大田区ではハト・カラスへの給餌による被害の防止について必要な事項を定めることにより、区民の生活環境の向上を図ることを目的に「大田区ハト・カラスへの給餌による被害防止条例」が制定され、令和4年4月に施行されています。板橋区においても公共の場所における鳩等への給餌による生活環境への被害を防止するため、「東京都板橋区ハト等への給餌による被害防止条例」が制定され、令和7年4月に施行されています。また、港区では「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」の改正により、公共の場所における給餌による悪影響を防止する規定が追加され、令和5年4月に施行されています。

文京区においても、給餌の抑止、被害発生時の相談・調査・清掃・防除、建物等の所有者・管理者との連携、必要に応じて東京都その他関係行政機関と連携し、関係法令に基づく適切な被害防止措置を講じる明確な区のルールを設けることが重要と考えます。

こうしたもとで、鳩・カラスへの給餌に起因する生活環境への被害を未然に防止し、区民の安全・衛生的で快適な生活環境を確保するとともに、人と野生鳥獣との適切な関係にも配慮した実効性ある対応を行うことを求めます。

請願事項

- 1 区内における鳩・カラスへの給餌に起因する生活環境被害の実態（相談・苦情の件数、地域別の状況、対応状況等）を調査し、個人が特定されない形で結果を公表するよう、区議会から区に求めてください。
- 2 前項の調査結果を踏まえ、区内全域を対象とした給餌による被害防止のルールについて、新たな条例の制定又は既存条例の改正を含めた検討をするよう、区議会から区に求めてください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和8年9月8日 第25号
件 名	大規模建築物を建設する事業者と区の「事前協議」のプロセスにおいて、区と区民が「対話」する機会を設けることを求める請願
請 願 者	文京区千石4-35-16 政治団体 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	金子 てるよし
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	建 設 委 員 会

請願理由

文京区では、大型建築物（高さが 60 メートル以上の建築物等）の建築計画を検討している事業主に、「文京区まちづくり推進連絡調整会議要綱」に基づく「事前協議」を要請していますが、このプロセスに区民は加わることができないようになっています。

事業者と行政の事前協議において、まだ公表できない“企業秘密”のようなものも含まれるためと思料し、区民としてもその点は理解するものの、真の「区民参画」を実現するための工夫も必要と考えます。

「事前協議」が終わってからでは、区民からの意見・要望等を反映させる余地が極めて限られたものとなり、結果として区民の不満が募り、建築紛争へと発展しかねないリスクが付いて回ります。

そこで、事前協議の直前と、途中の段階において、区と区民が「対話」する機会を設け、区が区民からの意見・要望等をしっかり受け止めつつ事業者との「事前協議」に臨むことが有効と考えます。

そこで大規模建築物を建設する事業者と区の「事前協議」のプロセスにおいて、区と区民が「対話」する機会を設けることを検討していただきたく、下記をお願いいたします。

請願事項

- 1 大型建築物（高さが 60 メートル以上の建築物等）の建築計画を検討している事業主と区の「事前協議」のプロセスにおいて、「事前協議」に入る前と、事業者からの回答が区にあった段階で、区と区民が「対話」する機会を設けるよう「文京区まちづくり推進連絡調整会議要綱」を改正してください。

※この２段階の区と区民の「対話」機会を組み込むことで、事業者の“企業秘密”が守られるとともに、区民もタイムリーに情報を得て、タイムリーに区及び事業者（区を通じて）、区民側の意見・要望等を伝えることができるようになります。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和8年9月8日 第26号
件 名	竹早公園と小石川図書館の再整備を巡る第2回ミーティングに関する追加質問の令和7年3月の締め切りから1年以上経ち、この間の「区民の声」を含む意見・要望等をまとめ、「論点」整理することを求める請願
請 願 者	文京区千石4-35-16 「文の京」Future Design Initiative 屋和田 珠里
紹 介 議 員	千田 恵美子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	文 教 委 員 会

請願理由

竹早公園と小石川図書館の再整備を巡っては令和6年12月14日に第2回「区民ミーティング」が開催され、その後、区は追加質問を受け付け、令和7年3月14日に締め切りしました。

この締め切り以降、区は新たな質問・意見・要望等を公式に募る形で受け付けておらず、区民は「区民の声」や「請願」「陳情」等を通じて送るしかない状態を強いられています。

追加質問に対する区の回答は令和7年6月9日に区HPで公開されていますが、令和7年3月14日に締め切られて以降の区民からの質問・意見・要望等及びそれらに対する回答は公表されず、区民間の情報共有が阻まれる形となっています。

区は「立場の異なる様々な方が関わる本プロジェクトにおいては、敷地内の各施設に求められる機能や規模等について、皆様と合意形成を図りながら検討を進めることが重要と考えております」としながら、実際には立場の異なる様々な区民の情報共有を妨げており、これでは「合意形成」が遠のくばかりです。

そこで、貴議会において、竹早公園と小石川図書館の再整備を巡る第2回ミーティングに関する追加質問の令和7年3月締め切りから1年以上経ち、この間の「区民の声」を含む意見・要望等をまとめて「論点」整理し、区HPで公表するよう区長と教育長に求めている。下記を請願いたします。

請願事項

- 1 竹早公園と小石川図書館の再整備を巡る第2回区民ミーティング（令和6年12月14日開催）後の追加質問受付が令和7年3月14日に締め切られてから1年以上が経ち、この間に区民から「区民の声」などを通じて区に寄せられた新たな意見・要望等を「論点」整理してまとめ、区HPを通じて公開し、区民が情報共有できるようにしてください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和8年9月8日 第27号
件 名	議会フロア改修を契機に、より区民に開かれた委員会 運営を求める請願
請 願 者	文京区小石川5－6－9－708 佐々木 文彦
紹 介 議 員	小林 れい子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	議 会 運 営 委 員 会

請願理由

この1年間に数回、文京区議会の委員会を傍聴しました。

その中で感じたことは、委員会は、区政上のさまざまな課題について具体的な議論が行われる、区民にとって非常に重要な場であるということです。一方で、区民から見ると、議会でどのような議論が行われ、議員や各会派がどのような考え方で判断しているのかが、十分に伝わりにくい面もあると感じました。請願は、区民が議会に意思を届けることのできる重要な制度です。請願を提出する機会が保障されるだけでなく、その内容や背景が十分に伝わり、議論され、その過程を区民が知ることのできる環境を整えていくことが大切ではないでしょうか。

傍聴できる定員が少なくなっています。

現在、文京シビックセンターの改修に伴い、議会は仮設の委員会室で運営されています。その影響により、本来の委員会室では25人が傍聴できたところ、仮設委員会室では傍聴定員が15人に減っています。現在は、委員会を直接傍聴できる区民の数そのものが、従来の半分以下になっています。これは議会フロア改修に伴う一時的な措置だとしても、区民にとっては議会の議論に直接触れることのできる機会が現実には狭まっているということです。

また、委員会は平日の日中に開催されるため、仕事、子育て、介護、障害や病気など、さまざまな事情によって区役所まで傍聴に行くことが難しい区民も少なくありません。通常とは異なる議会環境が続く現在だからこそ、区民の「知る機会」「傍聴する機会」をどのように保障するのかを、これまで以上に重視する必要があると考えます。

委員会のインターネット配信を次の段階へ

文京区議会では、これまでも委員会のインターネット中継を求める請願が採択され、現在、予算・決算審査特別委員会では中継が行われています。

これは大切な一歩です。改めてインターネット中継を「するか、しないか」を議論するのではなく、すでに始まっている取組をどこまで広げていくのかを具体的に検討する段階に来ているのではないのでしょうか。

特に現在は、移転によって傍聴定員が25人から15人へ減っています。インターネット配信は、単に便利だから求めるものではありません。物理的に狭まっている区民の傍聴機会を補い、仕事や子育て、介護などで議会まで来ることのできない区民も含め、誰もが議論を知ることのできる環境を保障する手段として重要だと考えます。他の区議会では、本会議だけでなく、常任委員会や特別委員会についてもインターネット配信を行う取組が進んでいます。議会に足を運べる人だけでなく、誰もが議論にアクセスできる環境を整えることは、議会への理解や関心を高めることにもつながります。

23区のなかで、台東区、墨田区、世田谷区、豊島区では既に議会、委員会両方のライブ配信を既に実施しています。

請願者本人の声を審査に

請願文には、できる限り趣旨や理由を書きます。

しかし、限られた文書だけで、請願に至った背景、当事者の経験、問題意識、切実な思いまで、すべてを伝えることは困難です。

請願者本人が短時間でも請願の趣旨や背景を説明する機会があれば、議員にとっても、請願の内容をより正確に理解し、論点を確認した上で審査することにつながるのではない

でしょうか。

文京区議会では、過去に同様の趣旨の請願が提出され、不採択となった経緯があると承知しています。しかし、過去に一度結論が出たことをもって将来にわたって検討しないということではなく、その後の社会環境の変化や他の地方議会の取組、区民参加のあり方なども踏まえ、現在の文京区議会にふさわしい方法がないか、改めて検討することに意味があると考えます。

なお三鷹市、調布市、小金井市では請願者の発言を既に制度化しています。

建物だけでなく、議会のあり方も新しく

令和 10 年 4 月には、改修された議会フロアで新たな議会運営が始まります。

建物や設備が新しくなるだけでなく、今回の改修を一つの契機として、議会の公開性や区民参加についても改めて考える機会にしていきたいと思います。

特に、現在、仮設委員会室によって傍聴定員が 25 人から 15 人へ減っているという現実を、区民が議会にアクセスする方法を広げる契機に変えていきたいと思います。

これまで以上に区民に開かれた文京区議会へと進んでいきたいと思いますとの思いから、以下の事項を請願します。

請願事項

1 委員会のインターネット配信等をさらに進めてください

これまでに委員会のインターネット中継を求める請願が採択され、予算・決算審査特別委員会の中継が実施されていることを踏まえ、その取組をさらに進め、現在中継されていない常任委員会・特別委員会についても、ライブ配信・録画配信の対象を拡大することを具体的に検討してください。

特に、議会フロア改修に伴い傍聴定員が 15 人へと半分以下に減っていることを踏まえ、仮設期間中においても区民の議会へのアクセス機会が後退しないよう、速やかにインターネット配信を含む環境整備を進めてください。また現在、傍聴席にいと発言者の声が聞き取りにくい状況です。まず音響、マイク等の改善もお願いします。

また、令和 10 年 4 月から改修後の議会フロアでの運営が始まることを見据え、場所や時間に左右されず、より多くの区民が委員会の議論を知ることのできる環境を整えてください。

2 請願者が請願の趣旨を説明できる仕組みを改めて検討してください

請願審査において、請願者本人が請願に至った背景や趣旨を議会に直接説明できる機会を設けることについて、実施している地方議会の事例や運用方法を調査し、文京区議会における導入を改めて検討してください。

請願者本人から説明を受けることによって、請願の趣旨や背景への理解を深め、より充実した審査につなげることができると考えます。発言時間や実施方法等については、円滑な委員会運営との両立を図りながら検討してください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和8年9月8日 第28号
件 名	議員と行政職員、及び区民が互いの立場を尊重し意見を交わせる議会文化を求める請願
請 願 者	文京区小日向3-12-9 梶野 秀一
紹 介 議 員	小林 れい子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	議 会 運 営 委 員 会

請願理由

地方自治体では、議会と行政がそれぞれ異なる役割を担っています。

議会は、区民の代表として行政をチェックし、政策について議論し、意思決定を行います。一方、行政職員は専門性をもって区政を執行し、区民生活を支えています。それぞれが役割を果たしながら、互いの立場を尊重し、率直に意見を交わし、適切な緊張関係を保つことが、より良い区政につながると考えます。その観点から、議員と行政職員との日常的な関係や慣行についても、一度考えてみる必要があるのではないのでしょうか。

その一つが、行政職員が議員を慣例的に「先生」と呼ぶことです。

もちろん、「先生」という呼称そのものを一律に禁止してほしいということではありません。名前がすぐに分からない場合など、便宜的に使われることもあるでしょう。また、「先生」と呼んでいるから議員と行政職員の間には上下関係があると、一概に決めつけることもできません。しかし、議員と行政職員は、本来それぞれ異なる役割を担う立場です。

議員が行政職員より上の立場にあるわけでも、行政職員が議員の意向に従う立場にあるわけでもありません。

行政職員が、議員に対して必要な説明や異なる意見を率直に述べることができ、議員もまた行政職員の専門性を尊重しながら議論する。そのような関係が、区民にとって望ましい議会と行政の姿ではないのでしょうか。だからこそ、「先生」という呼称を直ちに禁止するかどうかだけを問題にするのではなく、そのような慣行が、議員と行政職員との関係にどのような影響を与えているのかを考えることには意味があると思います。

令和10年4月には、改修された議会フロアで新たな議会運営が始まります。

建物や設備を新しくするだけではなく、この機会に、これまで当然とされてきた議会の慣行についても改めて考えていただきたいと思います。昨今、話題になっている福岡県議会の例では、県知事は様々な悪しき慣習を断ち切るため、今後議員に対し「先生」と呼ばないことを公表しました。

大切なのは呼び方そのものではありません。議員、行政職員、そして区民が互いを尊重し、それぞれの立場から自由に意見を述べられる議会文化をつくることです。

より開かれ、健全な緊張関係のある文京区議会・区政へと進んでいただきたいとの思いから、以下の事項を請願します。

請願事項

- 1 議員と行政職員が、それぞれの役割と立場を尊重しながら、対等で健全な緊張関係のもと、率直に意見を交わすことのできる議会・行政文化のあり方について検討してください。その一環として、行政職員が議員を慣例的に「先生」と呼ぶことについても、一律の禁止を求めるものではありませんが、議員と行政職員との対等性や相互尊重の観点から、より望ましい呼称や慣行のあり方について検討してください。